

豊中市バリアフリー推進協議会 設置要綱

(設置)

第1条 バリアフリー事業の進行管理及び継続的改善のための意見交換の場として、豊中市バリアフリー推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は次のとおりとし、協議会にて広く意見を聴取する。

- (1) 交通、市有施設、公園、駐車場、これらバリアフリー整備に関連するソフト施策の5部門における各事業者が策定した計画に基づく事業進捗に関すること。
- (2) その他バリアフリー事業に係る必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長、委員及びアドバイザーで組織する。

- 2 会長は、都市基盤部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員及びアドバイザーは、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 会長が必要と認めるときは、委員を新たに指名し、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会長)

第4条 会長は、協議会の事務を総理する。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた委員がその職務を代理する。

(協議会)

第5条 協議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、豊中市都市基盤部基盤整備課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- この要綱は、平成24年 5月 1日から実施する。
この要綱は、平成25年 5月 1日から実施する。
この要綱は、平成26年 5月 1日から実施する。
この要綱は、平成27年 5月 1日から実施する。
この要綱は、平成28年 6月 1日から実施する。
この要綱は、平成29年 8月 1日から実施する。
この要綱は、平成30年 7月 1日から実施する。

この要綱は、令和 元年 7月 1日から実施する。

この要綱は、令和 2年 7月 1日から実施する。

この要綱は、令和 3年 6月 1日から実施する。

別表

種 別		所 属	役職	
委員	市民代表	豊中市身体障害者福祉会視覚部会	会長	
		豊中市身体障害者福祉会肢体部会	会長	
		豊中市身体障害者福祉会ろうあ部会	会長	
		NPO 法人 CIL 豊中 豊中市障害者自立支援センター	管理者	
	事業者	大阪府池田土木事務所維持保全課	課長	
		大阪府豊中警察署交通課	課長	
		大阪府豊中南警察署交通課	課長	
		阪急電鉄(株)都市交通事業本部技術部	課長	
		大阪モノレール(株)運輸部業務課	調査役	
		北大阪急行電鉄(株)鉄道事業部施設課	課長	
		阪急バス(株)営業企画部業務課	課長	
	市	財務部施設課	次長兼課長	
		福祉部障害福祉課	課長	
		環境部公園みどり推進課	課長	
		都市基盤部交通政策課	次長兼課長	
		都市基盤部基盤整備課	課長	
	アドバイザー	学識経験者	市長が委嘱する学識経験者 若干名	
		行政	国土交通省近畿運輸局交通政策部バリアフリー推進課	課長
			大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築企画課	総括主査